

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

職員の一般的な勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。（再任用短時間職員勤務職員は、1週間あたり31時間を超えない範囲内です。）

また、交代勤務職員（児童館、保育所及び幼稚園等に勤務する職員）など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の時間外勤務の状況

令和6年度における職員1人当たりの平均時間外勤務は、次のとおりです。

年間の時間外勤務総数	1人当たり月平均時間外勤務数
166,397 時間	15.68 時間

※ 管理職及び上下水道局職員分を除く。

また、長時間労働を是正するため、令和元年7月1日から次のような時間外勤務時間の上限制度を導入しています。

上限の内容
① 基本的な上限時間 月 45 時間かつ年 360 時間
② ①の上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができる場合 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署に勤務する職員に対し、①の上限時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合は、次の上限が適用される。 ア 月 100 時間未満 イ 年 720 時間 ウ 2～6 箇月のいずれの期間も月当たり平均 80 時間 エ 月 45 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数は年 6 箇月
③ ①、②の上限を超えることができる場合 特例業務（大規模災害対応やその他重要性・緊急性が高い業務）に従事する職員に対し、上限の時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合は、①、②の上限を超えて勤務を命ずることができる。

(3) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年度ごとに20日付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年度に繰り越すことができることになっています。

令和6年度における1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
18.0 日

(4) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、当該期間勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

令和7年4月1日現在、規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者出産休暇	3日以内
3 生理休暇	その都度2日以内
4 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
5 夏季休暇	3日以内
6 ボランティア休暇	5日以内
7 結婚休暇	7日以内
8 父母、配偶者及び子の祭日のための休暇	その都度1日以内
9 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇	必要と認められる期間
10 選挙権その他公民としての権利行使のための休暇	必要と認められる期間
11 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
13 地震、水害、火災その他の災害により、現住居が滅失した場合等、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	7日以内
14 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇	必要と認められる期間
15 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間
16 育児時間	1日2回各30分以内
17 つわり休暇	1妊娠につき10日以内
18 妊産婦の検診のための休暇	妊娠満23週までは4週間につき1日以内 ほか
19 子育て・家族看護支援休暇	7日以内（※義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日以内）
20 育児参加休暇	5日以内
21 短期介護休暇	5日以内（※要介護者が2人以上の場合は10日以内）
22 出生サポート休暇	5日以内（※体外受精等の場合は10日以内）

(5) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができ、部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

令和6年度の取得状況は、次のとおりです。(単位：人)

	育児休業取得者	部分休業取得者	うち両休業取得者	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	11	0	0	12	6	0	0
	0	0	0				
女性職員	14	3	0	11	10	0	0
	4	1	0				
計	25	3	0	23	16	0	0
	4	1	0				

- (注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には令和6年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が令和5年度から引き続いて育児休業（部分休業）を取得している者の数です。
- 2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の令和6年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者の数には「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）を取得した者」と「令和5年度中に育児休業が取得可能となったが、令和6年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者」の両方が含まれるので、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもあります。

(6) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

令和6年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0